

令和3年9月30日

保護者・在校生の皆さんへ

県立須磨東高等学校
校長 宗石 理

緊急事態宣言解除後の教育活動等について（令和3年10月1日～）

9月30日をもって、兵庫県は緊急事態措置実施区域から解除されますが、県教育委員会より教育活動について、下記のとおり、指示がありましたのでお知らせいたします。（主に前回からの変更点を示す）

記

1 教育活動

(1) 県外での活動（修学旅行を含む）は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施する。

なお、修学旅行については、キャンセル料を支援することから、感染状況を踏まえて実施の時期・場所等を適切に判断する。

2 部活動

(1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動（練習試合、合宿等を含む）を行う。

(2) 県外での活動（※全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。以下同じ）及び合宿（県内を含む）は、緊急事態宣言等解除後の感染状況を見極めるため、10月14日（木）（2週間）まで見合わせる。

その後は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施する。

なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。

(3) 学校関係者（教職員、部活動指導員、外部コーチ等）以外の者（保護者、OB等）の参加は、本県の緊急事態宣言解除後の感染状況を見極めるため、10月14日（木）（2週間）までは見合わせる。

3 その他

学習塾やスポーツ活動等の習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守するとともに、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合や濃厚接触の疑いに伴うPCR検査受診者がいる場合は参加しない。また、行き帰りには、マスクの着用を徹底する。

4 心のケア

SNS 悩み相談の時間を変更する（17時～21時）。